

令和6年度 一般会計歳出 9款 6項 1目 公園緑地整備費 12節 委託料

整理番号 連絡先 都市整備局企画課 重岡 電話671-3749

設 計 書

1 委託件名 令和6年度野毛山地区案内サイン計画・設計業務委託

2 履行場所 都市整備局企画課

3 履行期間 契約締結の日から令和7年3月21日まで

4 委託概要

(1) 案内サインの基本計画の検討及び関係機関協議資料作成

ア 現況調査の実施

イ 案内サインの配置およびデザイン基準の作成

(ア) 掲載内容の検討

(イ) 配置基準の検討

(ウ) 案内サインのデザイン案の検討、作成

ウ モックアップ及び報告書の作成

(2) 案内サインの実施設計

ア 配置設計

イ 本体設計

ウ 表示面の原稿作成

(3) 報告書等の作成

5 現場説明 要 (月 日 時 場所) 不要

6 契約区分 確定契約 概算契約

7 前金払い あり なし

8 部分払い する (回以内) なし

9 その他

横浜市都市整備局

委託金額	.-
業務価格	.-
消費税及び地方消費 税相当額	.-

横浜市都市整備局

委託内訳書

費目	名称	単位	数量	単価	金額	摘要
(1)	案内サインの基本計画の検討及び関係機関協議資料作成					
ア	現況調査の実施	1	式			
イ	案内サインの配置およびデザイン基準の作成					
(ア)	掲載内容の検討	1	式			
(イ)	配置基準の検討	1	式			
(ウ)	案内サインのデザイン案の検討、作成	1	式			
ウ	モックアップ及び報告書の作成	1	式			
(2)	案内サインの実施設計					
ア	配置設計	1	式			
イ	本体設計	1	式			
ウ	表示面の原稿作成	1	式			
(3)	報告書等の作成	1	式			
(4)	その他諸経費	1	式			
	業務価格					

横浜市都市整備局

委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書等は、原則として最新版を適用するものとする。

・仕様書等（使用は□）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

□「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

□電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD等）で正副各1部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】・【地質・土質調査編】・【測量編】」を参考にするものとする。

□「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

※ 委託契約約款を用いる場合について、当該特記事項を付す場合は選択できる。

・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

- (1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>

- (2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

(3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutusu-siyousyo.html>

(4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

(5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

(6) 電子納品に関する要領・基準

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

令和6年度野毛山地区案内サイン計画・設計業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は横浜市契約規則に従い、委託者横浜市（以下「市」という。）が、受託者に業務委託した「令和6年度野毛山地区案内サイン計画・設計業務委託」について適用する。

2 業務の名称

令和6年度野毛山地区案内サイン計画・設計業務委託

3 背景と目的

野毛山地区では、誰もが学び、楽しみ、交流し、理解しあえるインクルーシブなまちづくりの展開として、重症心身障害児者等支援拠点の新規整備と、動物園・図書館等公共施設のリニューアルを進めることを予定している。また、あわせて当該地区に至る最寄り駅からの動線や地区内の歩道・公園園路についても、アクセス環境を向上していく予定である。地区全体の魅力を向上していく上で重要な要素となるアクセス環境の向上を進めていく上では、最寄りの駅前からの適切な誘導に加えて、当該地区のイメージ戦略に寄与する案内サインの整備等が必要となる。

そこで、本業務では、歩行者の誘導環境の向上に向けた案内サインの配置計画を検討すると共に、アクセス環境も含めたエリア全体の魅力を向上させるサインデザインを検討し基本計画をまとめることを目的とする。

4 対象地区

野毛山地区及び最寄り駅等からの想定アクセス動線及びその周辺エリア（別図参照）

5 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

6 業務内容

（1）案内サインの基本計画の検討及び関係機関協議資料作成

ア 現況調査の実施

現状設置されている案内サイン等の配置やデザイン、地区の特徴や上位計画、公共サインガイドライン等の必要情報をまとめ、基本方針を作成する。

イ 案内サインの配置及びデザイン基準の作成

作成した基本方針を踏まえ、以下を作成する。なお、各項目の検討等については、委託者と協議の上進めるものとする。

（ア）掲載内容の検討

表示する地点名、施設名、案内図等の情報掲載基準をまとめること。

(イ) 配置基準の検討

既存の案内サイン等の配置も踏まえた配置計画の考え方をまとめる。

(ウ) 案内サインのデザイン案の検討、作成

配置箇所ごとに地区の特性を踏まえた案内サインのデザイン案を作成し、委託者と協議の上、案を決定する。デザイン案については、必ず現況の野毛山動物園のサイン等との整合を図り、各種調整等を行うものとする。

ウ モックアップ及び報告書の作成

委託者との協議の上で、案内サインのデザイン案のモックアップを作成し実空間に与える影響を精査するとともに、各関係施設管理者、必要となる許認可関係機関との調整に必要となる資料及び基本計画報告書を作成する。

なお、本業務で策定を進める全体計画は、本市の文化的重要拠点の一つである野毛山地区及び主要駅の駅前空間も含めたアクセス環境全体の印象に影響を与える重要な要素となることを認識した上で検討を行うとともに、横浜市公共サインガイドラインとの整合性や既存サインとの連携を図りつつ、野毛山地区のエリア特性やインクルーシブなまちづくりの展開というエリアコンセプトにあった配置やデザインとすること。

また、案内サインのデザインにおいては、誘導する主要施設である野毛山動物園や図書館の有するイメージを生かし、野毛山動物園が採用しているイラスト等との整合を図った計画とすること。

(2) 案内サインの実施設計

前号の内容を踏まえ、以下の設計を行う。

ア 配置設計

前項で作成した配置基準に基づき、配置場所及び案内サインの種類を決定する。なお、当該決定にあたっては、委託者と協議することとする。

イ 本体設計

前項で配置を決定したサインについて、基礎構造も含めて詳細設計を行う。

ウ 表示面の原稿作成

案内サインごとに掲載する原稿を作成する。なお、原稿については、委託者の確認を受けた上で決定する。

(3) 報告書等の作成

(1)、(2)の内容をまとめ、報告書を作成し、印刷・製本する。

7 打合せ・協議

業務を進めるにあたり、必要に応じ打合せ協議を行う。

8 成果品

委託内容の調査結果に関する次の報告書等を作成し提出すること。

(1) 報告書(A4判くるみ製本) 2部

(2) (1)及び調査に伴い収集したデータ等を記憶した媒体CD 4部

9 納品先

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市都市整備局企画部企画課（市庁舎 29 階）

10 その他

- (1) 現況調査、基本計画策定等の各業務段階について、本地区で同時に検討が進められている他事業との計画調整や、次年度以降の予算編成も見据えたスケジュール管理等が必要になることから、本業務工程を策定する前に、委託者と協議し、又は指示を受け、中間報告時期等を確認すること。
- (2) 本委託業務による成果物に関する著作権等一切の権利は市に属し、受託者は市の承諾を得ずに、その内容の全部又は一部を使用・公表してはならない。また、受託者は市に対して著作者人格権を行使しないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、市の契約規則、委託契約約款の定めるところによる他、市及び受託者で協議して定めることとする。
- (4) 本業務の遂行に当たって、市担当職員の指示に基づき、業務目的を十分満足するよう、協議、検討を行うこと。なお、必要事項については、市担当職員に適宜報告すること。
- (5) 本業務の進捗状況については、市に適時連絡すること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、市と打合せを行うこと。

(別図)

